（様式４）

|  |
| --- |
|  　　　第　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　 八頭町長 　　 住居確保給付金不支給通知書　　　　　年　　月　　日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。記　　不支給の理由 |

１ この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に八頭町長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

２ また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に八頭町を被告として（訴訟において八頭町を代表する者は八頭町長となります。）、提起することができます。

　　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。